

## 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免申請について（Q & A）

保険年金課 国保税グループ

### 【新型コロナウイルス感染症に係る減免制度について】

問-1 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免とは何ですか？

（答）直接的であるか間接的であるかを問わず、新型コロナウイルス感染症それ自体や、その感染拡大防止のための措置による影響により収入が減少した方（世帯主）で、納税が困難になった方に対して国民健康保険税の減免を行うことです。

問-2 減免の対象となる国民健康保険税を教えてください。

（答）令和3年度分（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限があるもの）令和2年度末（令和3年3月）に資格を取得したこと等により令和3年4月1日以降を納期限とする令和2年分の保険税が対象です。

問-3 令和3年7月に、「令和3年度国民健康保険税（令和2年度相当分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が、令和3年8月2日となっていますが、これについては減免の対象になりますか？

（答）対象となりません。

「令和2年度相当分」とあるものは、本来、令和2年度に課税となる保険税であり、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にあっても今回の減免の対象とはなりません。

問-4 減免の対象となる世帯主の死亡または重篤な傷病の「重篤な傷病」とは？

（答）概ね1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合を言います。（より具体的には、人工呼吸器や人工肺とポンプを用いた体外循環回路（いわゆるECMO）などを用いた治療を受けた方などです。）

減免申請書には医師の診断書（写し）の添付が必要です。

死亡の場合は、死亡診断書（写し）の添付が必要です。

問-5 新型コロナウイルスによる所得の減少は、どのような所得が対象ですか。

（答）世帯主の事業収入等（事業収入、不動産収入、給与収入、山林収入）の中で1つでも令和2年分に対して30%以上の減少見込み（令和3年の年間見込み）があれば対象になります。

ただし、令和2年分の所得金額の合計が1,000万円を超える方や上記の事業収入等以外の所得の合計が400万円を超える方は減免には該当しません。

また、上記の収入以外で株の取引による収入や年金収入、雑収入等は対象外ではありません。

問-6 収入減少が「新型コロナウイルス感染症の影響」であるかどうかは、どう判断するのですか？

(答) 新型コロナウイルス感染症の影響とは、緊急事態宣言や自粛要請など、感染拡大防止のための措置による社会・経済への影響を指します。

新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇、コロナウイルス影響前の離職・転職等が主な原因の場合）は対象外です。

問-7 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定が取り消されました。減免の対象となりますか？

(答) 減免対象要件に該当すれば、減免対象となります。申請の際には、新型コロナウイルス感染症の影響で内定が取消されたことが分かる書類を提出してください。

問-8 世帯主は新型コロナウイルスによる所得減少は無いが、家族が影響を受けているので減免申請したいのですが、減免対象になりますか？

(答) 納税義務者は世帯主ですので、世帯主が影響を受けていない場合は減免対象にはなりません。

#### 【減免申請について】

問-1 いつから減免申請できますか？また、申請の期限はありますか？

(答) 令和3年7月6日から令和4年3月31日までです。

ただし、申請書の受付時に納期限が過ぎている国民健康保険税は対象になりませんので、減免を希望される場合はお早めにご申請ください。

問-2 減免申請は、市役所へ行かないとできませんか？

(答) **新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請に御協力ください。**

減免申請書は、宇都宮市のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

申請書を記載し、必要な添付書類を同封の上、郵送してください。

なお、申請に当たって、ご自身が減免の対象となるか「減免対象者確認フロー」で確認した上で、申請してください。ご自身が対象になるかどうか御不明の場合や、申請書の郵送を御希望の場合は下記まで御連絡ください。

※申請書の郵送は御連絡いただいた翌日の郵便で（金曜日の場合は翌週月曜日）発送します。

郵便番号320-8540

宇都宮市役所 保健福祉部保険年金課国保税グループ

電話：028-632-2323

メールアドレス：[u1809@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1809@city.utsunomiya.tochigi.jp)

※お問い合わせは、上記、宇都宮市役所保険年金課国保税グループのみになります。

問-3 令和2年中の収入・所得について、まだ申告できていません。減免申請はできますか？

(答) 世帯主及び国保加入者に未申告の方がいる場合、減免の判定や減免額の計算をすることができないため、減免申請を受付できません。

令和2年中の所得申告がお済でない場合は、確定申告など所得申告を済ませた上で、申請してください。

(注意) 申告した結果、所得税や住民税が発生する場合があります。

申告先：確定申告書は税務署、住民税は令和3年1月1日の住民登録地の住民税担当課

問-4 宇都宮市に転入したら、再申請が必要ですか？

(答) 宇都宮市に転入前の自治体で減免申請をしても、再度申請が必要です。

問-5 新型コロナウイルスによる影響で会社から解雇されました。減免申請はできますか。

(答) 世帯主の方が、新型コロナウイルスによる影響で会社から解雇されたが雇用保険受給資格の対象でない場合や、就職先が決まっていたが内定が取り消された場合など、新型コロナウイルスによる影響で失業された場合は減免申請できます。

減免申請書に、新型コロナウイルスによる影響で失業した事業所等の証明や内定取消通知の写しの添付が必要です。

なお、**世帯主に限らず**、64歳以下の給与所得者について、ハローワークから雇用保険受給資格者証が交付され、雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが、(11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34)のいずれかであれば非自発的離職者に該当し、軽減の対象となります。この場合、令和2年分の給与所得を、30%とみなして課税計算します。

問-6 今回新型コロナウイルスによる影響で個人事業を廃止しました。減免申請できますか。

(答) 世帯主が新型コロナウイルス感染症による影響で、個人事業を廃止した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、国民健康保険税が全額免除になります。

減免申請に当たっては、減免申請書に、廃業等の届出書の写しの添付が必要です。

問-7 令和2年の収入がなく、令和3年中も収入の見通しが立たない状況ですが、減免申請できますか。

(答) 令和2年分の収入金額の合計が0円で、令和3年分の収入金額の見込みが0円の場合は、前年から収入が減少していないため減免の対象にはなりません。

問-8 令和2年中に会社を退職して、自営業を始めましたが収入が減少しました。申請できますか？

(答) 令和2年(給与)と令和3年(事業)で収入の種類が異なる場合は対象にはなりません。

問-9 国や都道府県から支給された、特別定額給付金（1人10万円）や持続化給付金、企業等応援助成金等は、収入（見込み）に計上するのですか。

（答）収入（見込み）や「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額」には含みません。

問-10 減免申請時には、家賃収入が入ってきませんでした。今後、家賃収入が入ったら、減免申請は取消されますか。

（答）減免申請時に事業収入等の減少が、30%以上の見込みである場合は減免が適用されます。減免申請後に事業収入等が増加しても減免取消しにはなりません。

問-11 減免申請時に預金通帳などの提示は必要ですか。

（答）新型コロナウイルスの影響による所得の減少が理由での減免申請には、預金通帳の提示は必要ありません。

問-12 減免申請書を送付したのですが、参考に手元におきたいので、コピーして送ってもらえますか？

（答）御提出いただいた申請書等をコピーしたものを送付することはいたしません。申請書や添付書類等については、必要に応じて、御自身でコピーを取った上で申請してください。申請に必要な確定申告書や給与明細書等の添付書類については、すべてコピーで結構です。

問-13 減免を申請したいのですが、自宅にパソコンがありません。申請書を送っていただけますか？

（答）宇都宮市のホームページから申請書をダウンロードできない等の御事情がある場合は、御連絡をいただければ申請書を御自宅に郵送します。

#### 【収入・所得について】

問-1 収入や所得の分かる書類は、世帯全員分必要ですか？

（答）申請書の添付書類は、世帯主のみで結構ですが、世帯で国保加入者の中に18歳以上の未申告の方が1人でもいる場合は、減免の判定や減免額の計算をすることができませんので、必ず所得申告を済ませてから申請をしてください。（扶養控除の対象者は除きます。）

問-2 令和3年中の収入見込金額はどのように算出すればよいですか？

(答) 令和3年1月から申請月までの実際の収入額と、その後の見込金額を合算し、12か月分の見込金額を算出します。

申請月以降の見込額については、申請時点での実情から算出してください。

例えば、令和3年1月から直近の月までの収入実績額に、直近の収入の1月ごとの平均収入を残りの月数で乗じて足す方法や、令和3年の申請月までの減少率を算出し、令和2年の同月の収入を乗じる方法などが考えられます。

問-3 前年の所得金額が0円（マイナス）です。国民健康保険税の減免はどうなりますか？

(答) 減免額は0円となります。申請していただいても、国民健康保険税に変更はありません。